

令和8年2月13日

令和7年度

けやき台中学校 PTA 臨時総会

議案書

・PTA 規約『第14条4項』抽選方法の改定

令和7年度 三田市立けやき台中学校 PTA 本部

◎ PTA 規約『第 14 条 4 項』抽選方法の改定

今年度まで、役員選考を行う際

- ① 立候補・委任・免除対象の確認(書面)
- ② 一次抽選者の選考
- ③ **一次抽選(生徒さんによるクジ引き)**
- ④ **二次(最終)抽選者の選考**
- ⑤ 二次(最終)抽選

という手順で行っておりました。

来年度からは、

- ・ 生徒さんの負担
- ・ 学校側への負担
- ・ 役員選考委員さんへの負担

を減らすため

- ① 立候補・委任・免除対象の確認(書面)
- ② 抽選者の選考・一次抽選
- ③ 役員抽選会(最終抽選)

※ 従来の ③ と ④ をなくす。

の流れで、簡略化して参りたいと考えております。

つきましては、PTA 規約『第 14 条 4 項』を改定致したく、臨時総会を開催させて頂く運びとなりました。(※ 別資料にてご確認願います。)

ご多忙中のところ、大変恐縮では御座いますが、臨時総会への表決参加をお願い申し上げます。

P T A規約 第 1 4 条 4 項について (改定前)

◆次年度役員抽選について

立候補および推薦により次年度役員・会計監査が内定しない場合は、以下の方法により抽選を行います。

◆対象者

現 1、2 年生の保護者が抽選対象となります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は最終抽選の対象外となりますので、一次抽選で選出された場合は「免除願」を提出してください。

● 過去に本校 P T A 本部役員を経験した者。

* 委員経験者は含みません。「会長・副会長・庶務・会計・会計監査」経験者に限る。

ただし、令和 6 年度までに会計監査をされた方は免除対象となりますが、令和 7 年度以降に会計監査をされた方は免除対象外となります。

● その他 特別な理由で役員、会計監査の活動が困難であると選考委員が認めた者。

【例】小学校の P T A に内定している。

* P T A 本部役員として活動が困難だと思われる場合は、必ず「免除願」を提出してください。

(仕事をしているなどは免除にはなりません。また理由によっては受理されない場合もあります。)

* 期限までに「免除願」の提出がない場合は、役員抽選の対象となります。

◆抽選方法

役員抽選を行う際には、事前に配布する案内文書に沿って抽選をします。

① 生徒によるくじ引き。(一次抽選)

在学中のご兄弟がいる場合は、下の学年の生徒がくじを引きます。

同学年に兄弟がいる場合は、クラスが若い生徒がくじを引きます。

② 一次抽選により選出された役員候補者には、最終抽選会参加の案内を配布。

出欠表、委任状または免除願をご提出ください。

③ 最終抽選のくじ順を決定。(予備抽選)

会場へ来られた方から最終抽選のくじ順を決めるための抽選を行います。

④ 予備抽選で決定した順に抽選を行う。(最終抽選)

内定していない役職の候補者に加えて、補欠者を 5 名選出します。→ここで役職まで決定します。

抽選は、必要人数に達した時点で終了とします。

⑤ 最終抽選当選者間で相談、または抽選時のくじに記載された当選番号が小さい方より希望の役職を伺い、役職を決定する。

* 委任状提出者、欠席者は、選考委員と本部役員が代わりに抽選を行います。

欠席者が抽選当選者となった場合は、出席されている方の希望を聞き、決まっていない役職を欠席者をご担当していただきます。

欠席される方は、委任状を提出していただき、全ての権限は選考委員に委任となります。

* 役員内定後、欠員が出た場合は、補欠者が役員となります。

* 最終抽選までに立候補・推薦により役員が決定した場合は、役員抽選を中止いたします。

P T A規約 第14条4項について (改定後)

◆次年度役員抽選について

立候補および推薦により次年度役員・会計監査が内定しない場合は、以下の方法により抽選を行います。

◆対象者

現1、2年生の保護者が抽選対象となります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は最終抽選の対象外となりますので、「免除願」を提出してください。

● 過去に本校P T A本部役員を経験した者。

*委員経験者は含みません。「会長・副会長・庶務・会計・会計監査」経験者に限る。

ただし、令和6年度までに会計監査をされた方は免除対象となりますが、令和7年度以降に会計監査をされた方は免除対象外となります。

● その他 特別な理由で役員、会計監査の活動が困難であると選考委員が認めた者。

【例】小学校のP T Aに内定している。

*P T A本部役員として活動が困難だと思われる場合は、必ず「免除願」を提出してください。

(仕事をしているなどは免除にはなりません。また理由によっては受理されない場合もあります。)

*期限までに「免除願」の提出がない場合は、役員抽選の対象となります。

◆抽選方法 ⇒ 生徒さんによる『くじ引き』をなくす!

役員抽選を行う際には、事前に配布する案内文書に沿って抽選をします。

① 一次抽選

② 抽選により選出された役員候補者には、最終抽選会参加の案内を配布。

出欠表、委任状をご提出ください。

③ 最終抽選のくじ順を決定。(予備抽選)

会場へ来られた方から最終抽選のくじ順を決めるための抽選を行います。

④ 予備抽選で決定した順に抽選を行う。(最終抽選)

内定していない役職の候補者に加えて、補欠者を5名選出します。

→ ここで役職まで決定します。

抽選は、必要人数に達した時点で終了とします。

⑤ 最終抽選当選者間で相談、または抽選時のくじに記載された当選番号が小さい方より希望の役職を伺い、役職を決定する。

*委任状提出者、欠席者は、選考委員と本部役員が代わりに抽選を行います。

欠席者が抽選当選者となった場合は、出席されている方の希望を聞き、決まっていない役職を欠席者をご担当していただきます。

欠席される方は、委任状を提出していただき、全ての権限は選考委員に委任となります。

*役員内定後、欠員が出た場合は、補欠者が役員となります。

*最終抽選までに立候補・推薦により役員が決定した場合は、役員抽選を中止いたします。